

JIS

石油燃焼機器の構造通則

JIS S 3030 : 2009

(JHIA)

平成 21 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 川 昭二郎	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	赤 松 幹 之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋 庭 悦 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会
	大 熊 志津江	文化女子大学
	長 見 萬里野	財団法人日本消費者協会
	加 藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会
	加 藤 隆 三	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	河 村 拓	株式会社西友
	藏 本 一 也	社団法人消費者関連専門家会議
	小 熊 誠 次	社団法人日本オフィス家具協会
	三 枝 繁 雄	財団法人製品安全協会
	櫻 橋 晴 雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐 野 真理子	主婦連合会
	鈴 木 一 重	社団法人繊維評価技術協議会
	沼 尻 禎 二	財団法人家電製品協会
	星 川 安 之	財団法人共用品推進機構
	村 田 政 光	財団法人日本文化用品安全試験所
	矢 野 友三郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構
(専門委員)	村 井 陸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 57.3.1 改正：平成 21.3.20

官 報 公 示：平成 21.3.23

原 案 作 成 者：財団法人日本燃焼機器検査協会

(〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船 1751 TEL 0467-45-6315)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 使用燃料の区分	2
4 機器の区分	2
4.1 燃焼方式による機器の区分	2
4.2 給排気方式による機器の区分	3
4.3 熱媒及び用途別方式による機器の区分	4
5 構造	4
5.1 一般構造	4
5.2 燃焼方式別の構造	7
5.2.1 しん式機器の構造	7
5.2.2 ポット式機器の構造	8
5.2.3 圧力噴霧式機器の構造	8
5.2.4 回転霧化式機器の構造	9
5.2.5 ジェット噴霧式機器の構造	9
5.2.6 気化式機器の構造	9
5.3 給排気方式別の構造	9
5.3.1 開放式機器の構造	9
5.3.2 半密閉式及び密閉式機器の構造	9
5.3.3 屋外用機器の構造	10
5.4 油タンクの構造	10
5.4.1 機器本体と分離している油タンクの構造	10
5.4.2 機器本体と一体の油タンクの構造	10
5.5 一般家庭用電源使用機器の構造	13
5.5.1 一般	13
5.5.2 充電部の構造	13
5.5.3 接地用端子及び接地線	16
5.5.4 電源電線等	16
5.5.5 電線の取付部	17
5.5.6 内部配線	17
5.5.7 スイッチ及びタイマ	17
5.6 安全装置の構造	17
5.6.1 一般	17
5.6.2 対震自動消火装置	17

5.6.3	不完全燃焼防止装置	18
5.6.4	点火安全装置	18
5.6.5	燃焼制御装置	18
5.6.6	停電安全装置	18
5.6.7	過熱防止装置	18
5.6.8	電動機の過負荷保護装置	18
5.6.9	消し忘れ消火装置	18
5.6.10	空だき防止装置	19
5.6.11	気密油タンクの給油時消火装置	19
6	材料	19
6.1	機器等の材料	19
6.2	安全装置, 制御装置などの材料	19
6.3	導電材料	19
6.4	電気絶縁材料	19
6.5	加湿器の材料	19
6.6	ゴム, プラスチック材料	19
7	加工方法	19
7.1	加工方法一般	19
7.2	油タンクの接合	20
7.3	油タンクとその他の部分の接合	20
7.4	燃焼室及び熱交換器の接合	20
7.5	燃焼室及び熱交換器の表面処理	20
附属書 A (参考) 機器の燃焼方式及び給排気方式による区分別の参考図		21
解 説		30

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本燃焼機器検査協会(JHIA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS S 3030:2002** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

白 紙

石油燃焼機器の構造通則

General rules for construction of oil burning appliances

序文

この規格は、1982年に制定され、その後4回の改正を経て今日に至っている。今回の改正は、消費生活用製品安全法及び消費生活用製品安全法施行令の規定に基づき定められた経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関連する省令への対応のため、安全装置の構造に規定を追加した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、灯油、軽油又は重油を燃料とする石油燃焼機器（以下、機器という。）の燃焼方式、給排気方式、用途別方式などの一般共通事項について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS B 0202 管用平行ねじ
- JIS B 8409 油バーナ用圧力形電磁ポンプ
- JIS C 0447 マンマシンインタフェース(MMI)－操作の基準
- JIS C 0448 表示装置（表示部）及び操作機器（操作部）のための色及び補助手段に関する規準
- JIS C 3301 ゴムコード
- JIS C 3306 ビニルコード
- JIS C 3312 600 V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル
- JIS C 3327 600 V ゴムキャブタイヤケーブル
- JIS C 8303 配線用差込接続器
- JIS C 8358 電気器具用差込接続器
- JIS K 2203 灯油
- JIS K 2204 軽油
- JIS K 2205 重油
- JIS R 3503 化学分析用ガラス器具
- JIS S 2038 石油燃焼機器用しん
- JIS S 2080 燃焼機器用排気筒
- JIS S 3019 石油燃焼機器用油量調節器
- JIS S 3020 石油燃焼機器用油タンク